

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年12月6日 午後1時58分～午後2時31分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	帯田裕達
副委員長	坂口健太	委員	森満晃
委員	瀬尾和敬	委員	屋久弘文
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 成川幸太郎

○その他の議員

議員	井上勝博	議員	岩切正之
----	------	----	------

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	市民福祉部長	小柳津賢一
総務課長	橋口堅		
文書法制室長	久米道秋	議会事務局長	道場益男
財政課長	鬼塚雅之	議事調査課長	川畑央

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	川畑央	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	前門宏之	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- 1 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
 - 2 討論に係る発言通告書等の提出期限について
 - 3 意見交換会実施要領の一部改正について
 - 4 川内原子力発電所対策調査特別委員会の付託事項の見直し（追加）の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（徳永武次） それでは、これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議がありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴） 皆さん、本日はどうもお疲れ様でした。一般質問の最中ではありますが、実のある質問をしていただきまして、本当に各会派の皆さんにはお礼をおっしゃっておいてください。できれば早口ではなく、かみ砕いてゆっくりとしちゃっていただければありがたいところもあります。まあまあ個性がありますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

本日は2点、タブレットの導入をしまして大方4年が経過しようとしています。当初の目的で、タブレット導入によってペーパーレス化を図り、経費節減に努めるということで、試行期間を1年もしくは2年でしたよね。で、ここに副委員長も当時選定委員におられたんですけど、おおむね2年で移行したいということでやってましたが、猶予の猶予をまた取って4年経過しましたので、本格軌道に乗せたいと考えてございます。この件については、あと事務局から説明がございしますので、皆さん方に御議論をお願いしたいと思います。

もう1点は、政府の予算案が通ったため喫緊に対処しなければならない案件がございします。それを本日御審議いただく予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（徳永武次） それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。

一括して事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男） それでは、資料1—1、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

明日12月7日上程となります提出予定議案で

ございますが、当局からの補正予算が1件でございます。

議案第130号は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、先行給付とすることとなる子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費が計上されている令和3年度一般会計の第13回補正予算であり、本案は委員会付託を省略し、12月7日の本会議審議にしてはと考えます。

なお、この補正予算が中日の7日に可決されますと、本会議初日に上程されました議案第120号の第12回補正予算との可決順序が逆となり、同議案に記載されている補正前・補正後の額が異なってくることとなりますが、これにつきましては、これまでと同様、議長の議事整理権に基づく計数の整理を、本会議の議決をもって議長に委任いただくことで対応してはいかがかと考えます。

次に、資料1—2を御覧ください。

議案第111号の薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例等の一部を改正する条例による薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関しまして、地教行法の規定に基づき教育委員会に意見照会をしておりました件でございますが、記載のとおり12月1日付で、当該条例の一部改正については異議はない旨、回答がありました。

なお、同意見書につきましては明日7日の本会議において写しを机上配付してはと考えております。

次に、今後の提出予定議案でございますが、最終日に専決処分報告が2件予定されているようであります。

それから、今後の議運の開催予定につきましては、今のところ日程に変更はないところでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長（鬼塚雅之） 議案第130号の一般会計補正予算について説明をいたします。

予算書（第13回）補正の15ページ、各会計歳入歳出補正予算額調べを御覧ください。

本補正は、一般会計において8億532万3,000円を増額するものであります。

次に、その概要を説明いたしますので、19ページ、2の歳出目的別を御覧ください。

民生費の児童手当福祉費において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対し臨時特別給付金を支給するもので、それに係る経費を計上するものであります。

次に、歳入について説明いたします。前のページに戻っていただき、17ページの予算額調べ、1の歳入を御覧ください。

国庫支出金の児童福祉費補助金において、先ほど歳出で申し上げた子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に係る財源として、子育て世帯臨時特別支援事業費補助金を計上するものであります。

○委員長（徳永武次）ほかにございますか。

○市民福祉部長（小柳津賢一）私のほうからは、ただいま財政課長が説明をいたしました補正予算に関連いたしまして、制度概要とそれから今後の見通し等について補足をさせていただきたいと思います。

今回、補足資料といたしまして、市民福祉部子育て支援課となっております議会資料を御準備しておりますので、そちらをお手元をお願いいたします。

今回の子育て世帯への臨時特別先行給付金支給事業でございますけれども、新聞報道等でございますとおり、11月19日に閣議決定されました経済対策といたしまして、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から措置されているものでございます。

概要でございますけれども、2番のほうから入らせていただきます。

対象児童でございますが、本年9月分の児童手当に係る児童、（1）でございます。それから、

（2）基準日、これは9月30日でございますけれども、9月30日において高校生となっている方です。それから、3番が里親等で養護されている高校生、それから施設等に入所している高校生、それから4番目でございますけれども、基準日の翌日、10月から本年度末までの間に生まれた児童、これが対象児童となります。

支給対象者なんですが、1番に戻っていただきまして、この2の（1）から（4）を養育している親御さん、それから施設等の設置者、里親等と

いうことになります。

支給額でございますけれども、2の対象児童一人につきまして5万円でございます。

2ページをお願いいたします。

申請方法でございますが、まず（1）の申請が不要な方でございます。今年の9月分の児童手当受給者のうち一般受給者と、それから施設等受給者でございます。

それから、申請が必要な方は児童手当受給者のうち公務員と高校生のみ養育をしている親御さん等でございます。

今後の支給に係るスケジュールでございますが、4の（1）の申請の不要な方につきましては、今回の補正予算可決後7日の日、明日です、直ちに申込書を発送したいというふうに考えています。その後、一定期間を置きまして、年内中、24日に口座振込によりまして支給をしたいという考え方でございます。

（2）の申請が必要な方につきましては、今月中旬に個別の案内の発送をいたします。で、ほぼ同時に受付を開始をしたいということでございます。

6番、申請期限でございますけど、年度内いっぱいでございます。

それから費用は、先ほど財政課長からありましたとおり全額国庫負担でございます。

最後の8、その他でございますけれども、新聞報道等でもあります残る5万円のクーポン配布につきましては、まだ制度の詳細が分からない部分が多々ございます。ですので、その詳細が分かり次第、予算措置を含めて対応を検討させていただきたいという考え方でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後２時７分休憩

~~~~~

午後２時９分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△討論に係る発言通告書等の提出期限について

○委員長（徳永武次）次に、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）それでは、資料の２をお手元に御覧ください。

討論に係る発言通告書等の提出期限について、御説明させていただきます。

１２月１７日の本会議で表決に付される案件で、委員会に付託されたものに対する発言（討論）通告書と議案等賛否通告書の提出期限は次の表のとおりとなっております。

まず、１番目ですが、討論に関わる発言通告書。提出をされる方は討論を予定している議員となります。２番目ですが、議案等賛否通告書。会派代表者と会派に属さない議員の方が提出者となる予定となったものでございます。

いずれも１２月１５日（水）までに提出をいただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、討論に係る発言通告書等の提出期限については資料のとおりとなりますので、各会派

所属議員へも周知してくださるようお願いをします。

以上で、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを終了します。

△意見交換会実施要領の一部改正について

○委員長（徳永武次）次に、意見交換会実施要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）それでは、お手元の資料３を御参照ください。

意見交換会実施要領の一部改正についてでございます。

これまで委員会協議会において協議をしていたいただきましたが、次の表のように実施要領を改正したいということで取りまとめたものでございます。

なお、これらの改正を踏まえた全体のものについては、次ページ以降に添付してございますので、併せて御参照ください。

まず１点目です。班編成についてですが、１号追加となっております。改正後は「対応班以外の議員（前号により要請を受けた議員を除く。）が意見交換会に参加を希望する際は、班代表者の了承を得るものとする。この場合における参加者は、傍聴者として取り扱うものとする。」ということで、前号というのは地域に密着した議題が出たときに、それに詳しい方に対して対応班から出席要請がなされたことに基づいて対応される議員のことを言っております。

次に、２項目めですが、これも追加することになりますが、意見交換会の運営についてですが、「直近の議会報告については、必要に応じ、班代表者の挨拶の中で対応するものとする。」ということで、これは過去の意見交換会で実際運用されていたものでございますが、この際、要領に明記してはということで、改正しようとするものでございます。

次の３項目めですが、議員派遣により行う議員について、１項目めですが、５（５）を追加したことより、この（５）の規定により参加される、要するに希望に基づいて参加される議員については、議員派遣の取扱いとはしないということ、を規定的に明示したほうがいいということで、改正しようというものでございます。

先ほど申しましたが、次ページ以降、改正後の資料を御参照の上、御検討いただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはいないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、意見交換会実施要領の一部改正については、資料のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、意見交換会実施要領の一部改正についての審査を終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後 2 時 14 分休憩

~~~~~

午後 2 時 17 分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△川内原子力発電所対策調査特別委員会の付託事項の見直し（追加）の取扱いについて

○委員長（徳永武次）川内原子力発電所対策調査特別委員会の付託事項の見直し（追加）の取扱いについてを審査日程に追加し、これを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）ただいまタブレットに表示いたしました資料 4—3 を御参照ください。

川内原子力発電所対策調査特別委員会の付託事項の追加に関わる見直しに関する決議についてですけれども、提出日は最終日、令和 3 年 12 月 17 日に提出されることを予定しております。

また、提出者につきましては、当委員会からと

いうことで、徳永武次委員長の名義で提出いただければと考えております。

提案理由につきましては、特別委員会の付託事項に、川内原子力発電所に関連する諸問題に関することを追加して、変更後、川内原子力発電所の安全対策及び関連する諸問題に関する調査としようとするものでございます。

次のページにつきましては、見直しの内容を記してございますので、御参照いただいて御協議いただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはいないですか。

○議員（井上勝博）先ほど言えばよかったんでしょうけども、確認ですが、今回、こういう関連する諸問題ということで、これまでの変更前であれば、例えば運転延長問題というのは審査ができなかったから、これからはそういうのも含めて審査することができると、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議事調査課長（川畑 央）安全対策だけではなく――安全対策だけでしておりますと、それ以外に関しての川内原子力発電所に関する問題は他の常任委員会で検討することとなりますので、関連するものは特別委員会が設置されておりますことから、併せて審議いただくことが、金銭的な経済的ではなく時間経済、そういった部分に関しましても優位であろうということで、追加しようとされたというふうに伺っております。

○事務局長（道場益男）補足いたしますけれども、例えば、地域振興に関するテーマが川内原子力発電所対策調査特別委員会が出された場合等につきまして、これまでの調査事項では安全対策の問題の調査しかできなかったわけですが、地域振興等について、もし調査されるようであれば、そういったのも特別委員会で調査をし、先ほど課長が申しましたとおり効率的な審査が一体的にできるというようなことで、今回、調査項目を変更されたのではないかと考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見は尽きたと

認めます。

それでは、本件については資料のとおり今期定例会最終日の本会議に議会運営委員会から提出することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、そのように決定しました。

以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会の付託事項の見直し（追加）についての審査を終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後２時２１分休憩

~~~~~

午後２時３０分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

---

△閉　　会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳 永 武 次